

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	関係主会議 (他の関係会議)	諮問会議の答申概要	検討・実施結果の概要	今後の予定
<b>II 議会改革の改善に向けた提言</b>				
<b>1 市町議会との交流・連携</b>				
(1) 交流・連携会議の継続・改善	議会改革推進会議 (広聴広報会議)	<p>○市町議会から県議会との交流・連携に対する高いニーズがあることを踏まえれば、引き続き継続していくことが必要。</p> <p>○議員による市町議会との交流・連携は限られたものとなっているため、県議会として市町議会と交流・連携していくことは重要。</p> <p>①さらなる試行と検証の継続を ②圏域ごとに地元県議会議員と市町議会とで調整を</p>	<p>○市町県の三者会議を開催して方針を協議 (H23.11.9)</p> <p>&lt;合意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流・連携会議については、市議会議長会、町村議会議長会、県議会の3者の共催とする。</li> <li>・防災をテーマに「全体会議」を開催した後、広域圏単位で市町議会及び地元県議会議員が参加する「ブロック会議」を開催。</li> <li>・テーマは全体会議と同じ「防災」のほか、地域独自のテーマを設定して意見交換。</li> <li>・市町議会と県議会の議員同士で、意見交換のテーマや会議の進め方について事前に打ち合わせを行う。</li> </ul> <p>○市町県の三者会議を開催して、ブロック会議の在り方について協議 (H24.10.9)</p> <p>&lt;合意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議及びブロック会議は、基本的に毎年開催するものとし、ブロック会議は協議が整ったブロックから順次開催する。なお、ブロック割は、地域毎に一番やりやすい形となるよう、市町議会が中心になって決める。</li> <li>・ブロック会議開催にかかる経費・会議事務については市町議会が、全体会議開催にかかる経費・会議事務については県議会が負担することとし、必要経費を平成25年度当初予算に計上する。</li> </ul>	25年度以降にブロック会議を開催予定。
(2) 県・市町の全体会議	議会改革推進会議	<p>○多様な機会を通じて、県議会と市町議会が情報共有や意見交換できる機会を設けていくことは重要。</p> <p>○県議会単独で主催するよりは、市議会議長会及び町村議会議長会と共催して実施する方が、対等な関係で共通課題に対応するという観点からも有益。</p> <p>○三重県自治会館組合と県議会との共催により、全市町議会を対象にした合同研修会を実施する方法も考えられる。</p>	<p>○市町議会と県議会との交流・連携「全体会議」開催 (H24.2.6)</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議長会、町村議会議長会との共催により、防災をテーマに学識経験者等による講演の後、意見交換を行った。(出席者172名)</li> </ul>	25年度以降に全体会議を開催予定。
(3) 県と市町との協議の場の設置	議会改革推進会議	<p>○県と市町との関係についても対等な関係で協議できる仕組みが必要。</p> <p>○執行機関のみで構成されている「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を拡大し、自治体にとって重要な事項については、議会も参加し情報共有や意見交換ができる仕組みを設けることを執行機関に提案していくことが現実的</p>	○市町議会と県議会との交流・連携会議が定着し、その成果を検証した後に検討していく。	25年度以降に検討。
<b>2 政策広聴広報の取組</b>				
(1) 出前県議会	広聴広報会議	<p>○県民との意見交換の結果や、そこまでの議論が県議会にどのように活かされたのか、フィードバックしていくべき。</p> <p>○テーマに応じて実施時期や件数対象などを考慮しつつ、様々なパターンを試みることでより効果のある制度につながる。</p>	<p>○多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため「みえ現場de県議会」に名称変更して実施した。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H23.11.12テーマ「離島振興」(参加者63人)</li> <li>H23.11.20テーマ「県議会への女性参画」(参加者27名)</li> <li>H24.10.26テーマ「もうかる農業への女性参画」(参加者11人)</li> <li>H25.2.1テーマ「ものづくり産業振興」(参加者12人)</li> </ul>	25年度以降も、「みえ現場de県議会」を実施予定。

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	関係主会議 (他の関係会議)	諮問会議の答申概要	検討・実施結果の概要	今後の予定
(2) 議会報告会	広聴広報会議 (議会改革推進会議)	<p>○県議会全体の活動状況を伝え、広く県民の意見を機関として把握するため、議会報告会を実施していくべき。</p> <p>○市町議会との交流・連携会議を広域圏単位で開催するのであれば、参加対象を一般県民や各種団体のほか市町の議会や長なども自由に参加できる場を設定する方が、地域の課題やニーズを広く把握できる。</p> <p>○各行政部門別常任委員会が重点課題項目をテーマに行うパターン、予算決算常任委員会が決算認定や予算可決した内容をテーマに行うパターン、広聴広報会議が主体となり全体調整しながら行うパターンなど、様々な方法が考えられる</p>	<p>○広聴広報会議で検討した結果、「最終答申で提言されている議会報告会の趣旨は「みえ現場de県議会」など本県議会におけるさまざまな広聴広報の取り組みの中に含まれている。」という結論となった。</p> <p>○各委員会において重点調査項目などをテーマに、必要に応じて議会報告会を県内調査に合わせて実施していくことなどを広聴広報会議で提案。</p>	<p>議会報告会の具体的な内容をはじめとした、より効果的な広聴広報の手法については、引き続き広聴広報会議で検討していく。</p>
(3) 議会モニター制度	広聴広報会議 (議会改革推進会議)	<p>○本会議や委員会を傍聴してもらう代わりに、テレビ中継やインターネット中継・録画を見てもらい、メール等でご意見を提出してもらうといった方法を用いてはどうか。</p>		
(4) 議会広報紙の充実	広聴広報会議	<p>○議会モニター等による県民の視点からの検証 県民の視点を取り入れていくために「議会モニター制度」などを活用しより県民に分かりやすいものに改善していく必要がある。</p> <p>○議会議論の状況を伝えるための紙面の確保 議会で議論になっている事項については議員或いは会派ごとの賛否状況を公表して主な理由を解説したり特集記事を組んで賛否の内容が分かるよう工夫するなど県議会だよりへの掲載を検討すべき。</p>	<p>○広聴広報会議で検討した結果、「本県議会では、議会運営や広報の在り方について住民の目線で指摘、評価してもらう仕組みとして、既に「傍聴者アンケート」や、「e-モニター制度」を活用した意識調査等を実施しており、いただいたご意見については必要に応じて改善を行ってきている。」という結論となった。</p>	<p>広聴広報会議では必要に応じて広聴広報手段の改善をしていく。</p>
(5) 請願者等の説明機会の保障	議会運営委員会	<p>○公式の公開の会議の場で直接説明する機会を保障することは重要であり、請願者等が希望すれば発言できる機会を保障する制度の検討が必要。</p>	<p>○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置して検討した結果、「政策担当者会議(請願聴き取り会)において、請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があるれば、参考人招致を行うことになる。ただし請願の制度を県民にもっと広報する必要がある。」という結論になり、議会運営委員会でも了承された。</p>	<p>広報については、今後も充実に努めていく。</p>
(6) 県議会だよりを活用した県民の意見募集	広聴広報会議	<p>○各特別委員会で当初より意見を募集する必要性、募集する場合のテーマ、寄せられた意見の活用方法などを検討し、委員会での討議に活用できるようにしていく必要がある。</p>	<p>○広聴広報会議で検討した結果、平成23～24年度については実施しないこととなった。</p>	<p>25年度以降については、広聴広報会議で必要に応じて検討。</p>
<b>3 広域自治体議会の役割</b>				
(1) 県と市町との役割分担	議会改革推進会議	<p>○基礎自治体への大幅な権限移譲を含む「地域主権戦略大綱」が既に閣議決定されており、いずれは議会の議決も必要となる重要事項であることから、県議会及び市町議会においても互いに情報を共有し、議論を深めていく必要がある。</p>	<p>○県議会からの情報提供や合同での研修機会などについて検討していく。</p>	<p>25年度以降に検討。</p>

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	関係主会議 (他の関係会議)	諮問会議の答申概要	検討・実施結果の概要	今後の予定
(2)二元代表制の在り方 (全国シンポ等)	議会改革推進会議	<p>○融合型モデル「議会内閣制」の課題 国での議論任せにせず、全国各地の自治体議会で議論し国へ意見を出していく必要があり、三重県議会はその先導的な役割を引き続き果たしていくことを期待する。</p> <p>○分離型モデル「純粋な分離型」の慎重な検討 三重県議会においても慎重に検討していく必要がある。</p> <p>○現行の二元代表制の課題を追求した「機関競争主義・討議充実型」の提案 二元代表制に含まれている民意を競い合うような側面を重視する、機関競争主義・討議充実型を提案する。政策過程全体にわたって、それぞれが権限を分有し、住民がいたるところで議会や執行機関に参加することが前提となるため、議会の広聴機能を強化していくことが重要。</p> <p>○県民を起点とした自治体制度 本来、討議と参加の場である議会は、住民に十分開かれたものとなっているか、先の提案事項を踏まえ、改善していくことが求められる。</p>	<p>○第7回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催。(H24.11.19) 〈概要〉 ・テーマ-「地方分権時代における自治体議会の機能強化」 ・参加者数-46議会、208人</p>	<p>今後も、シンポジウムの開催などを通じて先導的な役割を果たしていく。</p>
(3)県議会議員の身分・報酬	代表者会議 (議会改革推進会議)	<p>○議員職は専門化しており、職務遂行にかかる公務災害のことも考慮し、活動実態にふさわしい議員の位置づけが必要。国での議論がやや弱くなっており、議論の喚起を三重県議会が先導することを期待。</p> <p>○三重県議会は、報酬に見合った職務を十分に遂行しているのではないかと考えられるが、そのことが県民には理解されていないため、今後は、議会・会派・議員活動の実態を、客観的により分かりやすく周知していく必要がある。</p>	<p>○「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置し、平成24年6月28日に最終報告。 〈概要〉 ・議員報酬については、議員を公選職と位置づけ、議員報酬額のあり方(適正額)を提示。 ・政務調査費については、条例本則の額から2割引き下げ、支給対象を会派のみとすることを提言。 ○「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、議員報酬、政務調査費について透明性を高め、県民への説明責任を果たすための方策を検討。</p>	<p>調査会報告やワーキンググループの検討結果を踏まえて、政務調査活動など議員活動の実態と成果を分かりやすく周知することに努めていく。</p>
(4)事務局による議会サポート体制の充実	代表者会議			
①専門的人材の充実・活用		<p>議会基本条例第25条第2項に「専門的職員の任用」制度について規定されているところであり、今後その必要性が生じた場合には、具体化されることを期待する。</p>	<p>○必要に応じ検討する。</p>	<p>必要に応じ検討する。</p>
②情報収集・提供の充実		<p>○自主調査レポート或いは政策法務レポートの課題テーマの設定について、多方面からの意見等も参考に事前に調整しておくこと、より有効なものになる。</p> <p>○職員のみによる調査に加え、政策形成能力を有するNPOや大学、シンクタンク等と連携することで、専門的な知識の活用や政策情報を入手し、事務局の調査機能の強化につなげていくことも可能。</p>	<p>○自主調査レポートのテーマについては、委員会等における議論や意見を参考に決定している。政策法務レポートのテーマについては、条例検討会や、会派の政策集などを参考に決定している。</p> <p>○調査機能を強化するため、県政の重要な審査・調査に当たって、委員会等で必要に応じて参考人を招致し、専門的知識を有する者から意見を聴いている。</p>	<p>引き続き実施していく。</p>
③議会事務局を希望する職員の優先的な人事異動	<p>○議会事務局の役割や業務内容を多くの職員に理解してもらうことで、意識の高い職員を確保することにもつながる。</p>	<p>○人事異動にあたり、平成24年度から「職員力公募制度」により議会の政策調査に従事する職員を募集している。また、平成25年度には、業務スペシャリストコースに議会事務局コースを新設、募集した。</p>	<p>引き続き実施していく。</p>	

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	関係主会議 (他の関係会議)	諮問会議の答申概要	検討・実施結果の概要	今後の予定
4 会期のさらなる見直し	議会改革推進会議 (議会運営委員会)	<p>○議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮</p> <p>○通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討</p> <p>○政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動</p> <p>○4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動</p>	<p>○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、平成24年7月13日に最終報告。同年9月28日の議会改革推進会議総会で決定。</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年制は、執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスの向上につながることから、通年議会を導入することが適当。</li> <li>・通年議会の導入に当たっては、地域での議員活動時間の減少、執行部の行政効率への影響等の課題に十分配慮することが必要であり、現行のスケジュールを基本として、年間議事予定を組むことが適当。</li> <li>・会期の設定については、3月末の税制改正関連の条例案審議等を考慮して、年度単位で区切るのではなく、始期を1月、終期を12月とすることが適当。</li> <li>・議員任期満了の年については、定例会の招集回数を年2回とし、第1回の始期を1月、終期を4月、第2回の始期を5月、終期を12月とすることが適当。</li> </ul>	完了
5 議員間討議の充実				
(1)会期等の見直しによる討議時間の確保	議会運営委員会	<p>○会期の見直しによる会期日数の増加とそれに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられるが、今後は会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められる。</p>	<p>○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」において検討し、委員長報告に対する質疑の活発化については、「現行制度でも委員長報告に対する質疑は可能なので、必要に応じて質疑を行えば良い」という結論となった。</p> <p>○本会議における議員間討議のための新たな制度については、「委員会における議員間討議で実質的な議論ができるので、本会議における議員間討議のための新たな制度については、特に必要ない。」という結論となった。</p>	完了
(2)本会議での議論方法の改善	議会運営委員会	<p>○議会での質問内容は個々の議員の裁量によるものではあるが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にしている例もある。今後は、議会全体で首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要がある。</p>	<p>○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」において検討し「一般質問は議員個人の裁量が大きい部分であり、それぞれ得意分野やテーマを持って行っている。議会全体として執行部に対峙していくのは、必要な課題があれば、代表者会議等の場でとりまとめていくことが可能である。なお、現在、会派内で質問項目の事前調整は行っている。以上より、一般質問は現行どおりとする。代表質問は現行どおりとするが、必要があれば、議会運営委員会等で協議のうえ、通例の会議以外でも実施する。」という結論となった。</p> <p>○新たな質問形式の創設について、「文書による質問制度は、質問方法を多様化し、議会の機能を強化する観点から有意義である。」とする結論となった。実施方法の詳細は、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議で具体的な検討がなされ、議会基本条例の改正(H24.6.27)により制度化された。</p>	完了

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	関係主会議 (他の関係会議)	諮問会議の答申概要	検討・実施結果の概要	今後の予定
(3)委員会運営等の改善	代表者会議 (議会運営委員会)	<p>○正副委員長にリーダーシップの発揮できる人を選任することや正副委員長の責任で議論の対象となる重点課題を絞り込むとともに、委員の任期を2～4年間として継続性を持たせ、ある程度専門的な議論ができるようにするといった改善が必要。</p> <p>○委員会条例で実質1つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めとなっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があることに留意する必要がある。</p>	<p>○平成23年5月の各派世話人会で検討した結果、「今年度については、委員の任期は現行のまま(1年)とする。」という結論となった。</p> <p>○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」において検討し、正副委員長の人選及び委員任期については、「委員長の人選は、当選回数等による順送りではなく、リーダーシップを発揮できる人材を優先的に充てる等の工夫が必要である。委員任期は、平成23年5月に各派世話人会で議論済みであり、現行どおり1年間とする。」という結論となった。</p> <p>○委員会の複数所属及び1日に開催する委員会数については、「委員会条例を改正すれば、複数の行政部門別常任委員会に所属することが可能となり、より多くの審査、調査に関わることができるが、委員の日程調整等が複雑になるので、複数所属は困難である。また、1日に開催する委員会数は現行どおりとする。」という結論となった。</p>	完了
②特別委員会		<p>○特別委員会を設置する目的や運営方法について、予め検討しておく必要がある。</p> <p>○当該テーマに関心を持ち、委員会の設置を提案した議員が委員に就任し、できれば正副委員長を務めるなど、委員会設置後も責任を持って進めていくことが重要。</p>	<p>○平成23年5月の各派世話人会で検討した結果、代表者会議の申し合わせのとおり、「特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の可否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。」という結論となった。</p>	完了
(4)政務調査の充実	代表者会議	<p>○委員会による県外調査は基本的に廃止し、全委員が現地で状況を共有すべき場合に限って例外的に行うべきでないか。</p> <p>○議員や会派が政務調査により個別に調査し、委員会で持ち寄り議論した方が、多様な情報を多く共有でき、議論が活性化するのはではないか。</p>	<p>○平成23年5月の各派世話人会で検討した結果、「今年度は、委員会の県外調査は従来どおり継続する。」という結論となった。</p> <p>○「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」において検討し、委員会の県内・県外調査については、「委員会調査を「廃止」とすると実施できなくなる。現行においても、県外調査は「実施することができる」という取扱いなので、必要性について委員会で十分協議のうえ実施すればよい。県内調査は現行どおりとする。」という結論となった。</p> <p>○政務調査の活用については、「政務調査は、委員会調査の補充として、各委員や会派が実施すればよい。」という結論となった。</p>	完了
(5)会派活動の役割	代表者会議	<p>○会派活動は個々の議員が各委員会等で活動する際の支援的な役割も果たしているわけであり、今後、こうした面も意識した会派活動が期待される。</p>	<p>○必要に応じ周知する。</p>	完了
(6)議員研修の充実	議会改革推進会議	<p>○新しい議員の任期がスタートする際には、議会運営の基本事項を習得するだけでなく、これまで三重県議会が行ってきた議会改革の取組も十分に認識できるよう研修を行っていく必要がある。</p>	<p>○「議員の位置付けの明確化」について議員研修会を開催。(H23.6.28)</p> <p>○「三重県議会トップセミナー」を8回開催。(H23.7.15～H25.2.28)</p> <p>○第11回都道府県議会議員研究交流大会に参加。(H23.11.15、参加議員12名)</p> <p>○第12回都道府県議会議員研究交流大会に参加。(H24.11.13、参加議員12名)</p>	必要に応じ実施。

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	関係主会議 (他の関係会議)	諮問会議の答申概要	検討・実施結果の概要	今後の予定
<b>6 その他</b>				
(1)議会基本条例の見直し	議会改革推進会議	○条例制定後の議会活動内容や今後、新たに取り組むべき方向性などを踏まえて、必要に応じて適宜、見直していく必要。	○「議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、条例改正案がとりまとめられ、平成24年6月13日に議員提出議案として提出。同年6月27日に全会一致により可決・成立。 〈概要〉 ・「会派の役割」、「議員の定数及び選挙区の見直し」、「議会の説明責任」、「知事等との関係の基本原則」、「文書による質問制度」の5項目について改正。	完了
(2)議会基本計画の策定	議会改革推進会議 (代表者会議)	○議員改選後の4年間でどのような議会改革や議会活動をしていくのかをまとめた「議会基本計画」を作成してはどうか。	○中長期的観点に立って検討していく。	25年度以降に検討。
(3)県民の福祉の向上につながる議会改革の取組	議会改革推進会議	○議会活動は、最終的には県民の福祉の向上につながっていくべきものであり、議会改革の取組もこうした視点から改めて確認しておく必要。	○参考とし周知する。	完了
<b>Ⅲ 附属機関の在り方</b>				
(1)テーマ設定し専門性の高い議論を	議会改革推進会議	○議員改選後に改めて附属機関を設置し、1年ごとにテーマを設定した上で、当該テーマにかかる専門家を委員として調査・検討を進めていく必要がある。	○新たな附属機関設置の必要性について検討していく。	25年度以降に検討。
(2)県議会での議論と試行・検証		○県議会でも具体化に向けた検討と試行を行い、附属機関による検証が進められるよう取り組む。		
(3)検証すべき対象の検討		○次の段階では、検証すべき対象を何にするかを検討しておく必要がある。		
(4)附属機関委員の身分等		○今後、新たな附属機関を設置する際には、附属機関の委員の身分が明らかになるよう条例で定めておく。 ○地方自治法第100条の2に定める専門的知見の活用との関係で、複数の委員により合議体をつくって活用する方法についても、今後検討していく必要。	○「議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議」において検討し、議会基本条例第12条の条文は変更しないが、附属機関の委員の身分については「非常勤特別職として報酬を支払う」として取扱い、今後、附属機関が設置される場合は、その旨を設置条例に規定するという結論となった。	完了